



## 事故後稲わらの処理方針について

### 1 事故後稲わらに係る経過について

7月15日までに、福島県と宮城県の両県において、3月11日の福島第一原子力発電所事故後に水田等から収集された稲わら（以下「事故後稲わら」という。）から、放射性物質が粗飼料の暫定許容値（300 Bq/kg）を超過して検出された（その後の調査で、岩手県内では約600トン、宮城県では約4,700トンを確認）。

- 7月15日 事故後稲わらの利用自粛要請及び利用実態調査  
（電話聞き取り及び現地調査を開始）
- 7月20日 一関管内の事故後稲わらの検査結果が暫定許容値を超過し、東北6県及び関東等15都県の稲わらの利用自粛要請
- 7月26日 原発事故発生後に水田から収集された稲わら（事故後稲わら）対策会議（県主催：盛岡市）
- 7月28日 事故後稲わらが給与等された家畜排せつ物等の利用自粛要請
- 7月29日 事故後稲わらのサンプリング調査（遠野市6農家：岩手県が実施）
- 8月4日 事故後稲わらの取扱いについて、他の飼料と区分けして保管するよう指示
- 8月19日 事故後稲わらのサンプリング分析結果において放射性物質が検出（遠野市では、5農家で約18.8トンの事故後稲わらから暫定基許容値を超える放射性物質が検出され、場内保管を指示（県内では約600トン））
- 8月29日 事故後稲わらの管理について通知（8,000Bq/kg以下のものは一般廃棄物として埋却等により処分し、8,000Bq/kgを超過するものは国からの指示があるまで処理を保留）
- 8月31日 事故後稲わらが給与等された家畜排せつ物のサンプリング調査（岩手県実施）
- 9月14日 事故後稲わらが給与等された家畜排せつ物の分析結果（1農家が許容値超え）
- 11月2日 事故後稲わらの処分検討会議（県主催：盛岡市：農林水産省、環境省参加）  
（処分等の経費負担について国から方針が示される。）
- 11月8日 8,000Bq/kg以下の事故後稲わらの水田への還元施用可能を通知
- 11月9日 原発放射線影響対策市町村等連絡会議（県主催：盛岡市）
- 11月10日 岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業補助金交付要領の制定通知  
（8,000Bq/kg以下の運搬等の処理費用及び8,000Bq/kg超過の一時保管経費の全額を国・県負担：今年度中に処理することが条件）

## 2 遠野市の状況について

(1) 事故後稲わらの放射性物質検査結果 (8/19) 換算値；水分 80% (単位：Bq/kg)

経営形態	稲わら収集日	ヨウ素	セシウム		利用形態	保管状況	概算重量
			測定値	換算値			
繁殖	H23.5	不検出	3,140	715	未使用	屋内	0.1 t
繁殖	H23.4	不検出	3,380	770	飼料・敷料	屋内	1.9 t
繁殖	H23.4	不検出	6,880	1,567	未使用	屋外ラップ	1.6 t
繁殖	H23.4	不検出	8,300	1,891	敷料	屋内	2.9 t
繁殖	H23.4	不検出	5,590	1,273	敷料	屋内	12.3 t
計							18.8 t

(2) 放射線レベル (空間線量) (各農家保管場所を岩手県が調査)

セシウム測定値	概算重量	空間線量 ( $\mu\text{Sv/h}$ )		
		1 cm	1 m	5 m
3,140	0.1 t	0.26	0.12	0.09
3,380	1.9 t	0.26	0.15	0.10
6,880	1.6 t	1.30	0.40	0.11
8,300	2.9 t	1.60	0.51	0.22
5,590	12.3 t	1.22	0.72	0.15

(3) 管理状況

暫定許容値を超えた稲わらは、7月15日以降の流通及び利用を自粛している。

また、現在は岩手県の管理下に置かれ、農家ごとにスプレーをして別保管している。

## 3 処理の方法について

- ・ 11月10日付けで通知された岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業補助金交付要領に基づき、8,000Bq/kg以下の事故後稲わらは、各農家分をまとめて地中に保管する。
- ・ 8,000Bq/kg超過の事故後稲わらは、国からの指示があるまで一時保管する。
- ・ 保管経費への全額補助は、今年度中に実施することが条件であることから、積雪前に処理する (12月9日を目途)。
- ・ 保管場所は、荒川地区市有地内 (利用中の荒川牧場から川井方面に約2 kmの地点)
- ・ 保管及び管理の方法は、国・県のマニュアルに基づき行う。

担 当	農業活性化本部畜産担当(菊池) 電話 0198-60-1510
-----	------------------------------------